

秋 田 県

土木工事共通仕様書

平成27年4月1日以降適用

写真管理基準

【土地改良編】

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(H27.4.1改訂)

— 表紙 (裏) 空欄 —

目 次

写真管理基準（土地改良編）	1
1. 共通工事	7
2. ほ場整備工事	9
3. 農道工事	9
4. 水路トンネル工事	10
5. 水路工事	10
6. 河川及び排水工事	10
7. 管水路工事	11
8. 橋梁工事	12
9. 橋梁下部工	12
10. 法面保護工事	12
11. 暗渠排水工事	13
12. 頭首工工事	13
13. ため池改修工事	13
14. 公害防除特別土地改良工事	13

写真管理基準【土地改良編】

1. 総 則

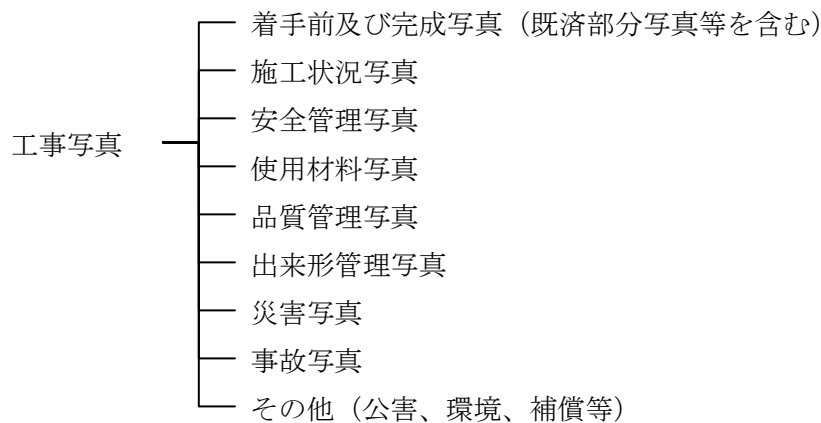
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準【土木編】」による。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ①工事名
- ②工種等
- ③測点（位置）
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

小黑板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-4 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

2-5 写真の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)

2-6 撮影の留意事項

別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の撮影については、動画等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

写真管理基準

秋田県土木工事共通仕様書[H27.4.1 適用]

■秋田県独自項目

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

4. その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

（1）代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

（2）適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

秋田県土木工事共通仕様書[H27.4.1 適用]

別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)【土地改良編】」

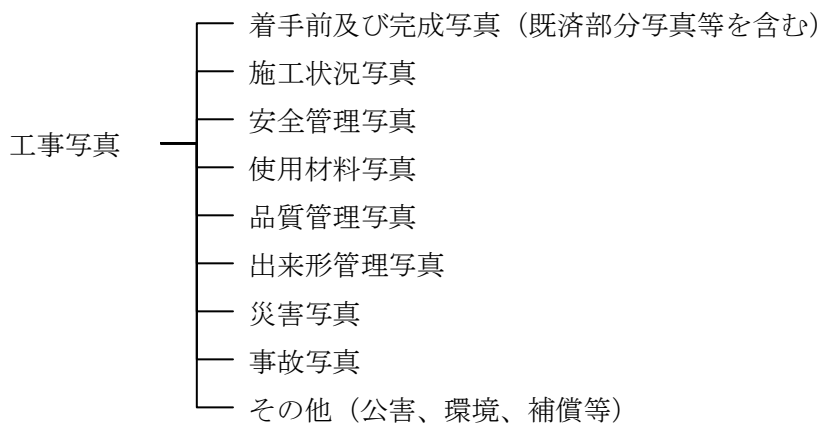
1. 総則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、写真管理基準【土木編】の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写しこむものとする。

- ①工事名
- ②工種等
- ③測点（位置）
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮

写真管理基準

秋田県土木工事共通仕様書[H27.4.1 適用]

影するものとする。

2-3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-4 写真の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するのは、その指示した大きさとする。

2-5 留意事項

写真管理基準【土木編】の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合には、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、動画等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認出来るよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準【土木編】の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

(1) 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、写真管理基準（案）の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネ

写真管理基準

秋田県土木工事共通仕様書[H27.4.1 適用]

ガアルバムに整理し提出するものとする。

(2) 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理基準【土木編】の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「整理条件」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。

4. その他

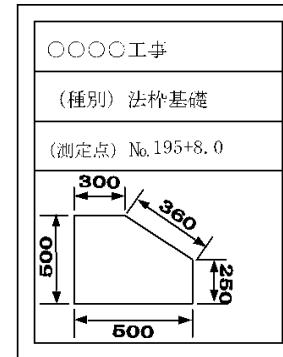
写真管理基準【土木編】撮影箇所一覧表の用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。

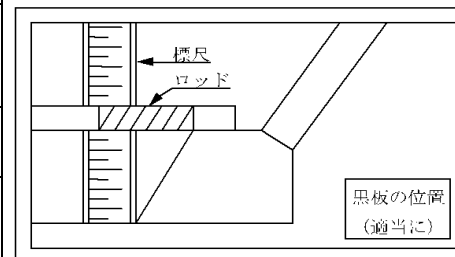
(2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

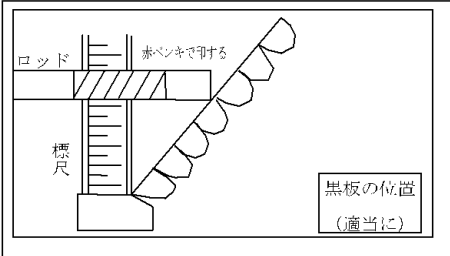
工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所	撮 影 方 法	管 理 方 法
1 共 通 工 事	1. 一般	1. 工事着手前及び完成後の全景(できるだけ同一位置から撮影する) 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれのあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分等については特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。		1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図 3. 写真は原則としてカラー撮影とし大きさは11.7cm×8cmを標準とする。	1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、アルバムに添付する 2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。
	2. 掘削	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。		
	3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。		
	4. 石積(張) ブロック積(張)	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。		
	5. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。		
	6. 矢板打工	施工延長おおむね40～80mにつき、1箇所の割合で撮影する。上記未满是、2箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮影する。		
	7. オープンケーソン	構造図の寸法表示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。		
	8. コンクリート 吹付 モルタル吹付	施工面積おおむね200～400㎡につき1箇所の割合で撮影する。上記未满是2箇所撮影する。	法面状況、法勾配、法長、厚さ、ラス張、アンカー打込み、その他必要箇所を撮影する。		

標示板記入例



写真例(基礎の高さ)



工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	撮 影 方 法	管 理 方 法
9. 栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。		
10. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。	4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。	
11. 精度を要するもの 分土工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。		
12. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。		
13. 土水路	おおむね施工延長200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。		
14. 鉄筋組立	1スパン（1打設ブロック）毎に撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。		

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	撮 影 方 法	管 理 方 法
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね30a 当たり 1 箇所、または 1ha 当たり 3 箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。	
	2. 基盤造成 表土整地	1 耕区 1 枚程度の割合で撮影する。	基盤面、表土埋戻後を撮影する。	
	3. 畦畔工	施工延長おおむね200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	
	4. 用排水路工 (開水路)	上記と同一。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。	
	5. 道路工 (砂利道)	幹線道路は、50～100mにつき 1 箇所の割合で、支線道路は、200～400m につき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚、転圧、厚さ、幅、そ の他必要箇所を撮影する。	
3 農 道 工 事	1. 路盤工 遮断層	施工延長おおむね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他 必要箇所を撮影する。	
	2. コンクリート舗 装工 アスファルト舗 装工	上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影 する。	
	3. 砂利舗装工	上記と同一。	幅、まき出し厚さ、転圧、その他 必要な箇所を撮影する。	
	4. 道路トンネル	巻厚については 1 スパンにつき 1 箇 所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化するごとに 1 箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢 板、坑口、その他必要箇所を撮影 する。	
	5. 道路トンネル (NATM)	掘削は、タイプの変化する毎に 1 箇 所、ロックボルトは100mに 1 箇所、 コンクリート吹付は50mに 1 箇所、 巻厚については、1 スパンにつき 1	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロッ クボルト、コンクリート吹付、坑 口、その他必要箇所を撮影する。	

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	撮 影 方 法	管 理 方 法
4 水路トンネル工事	4. 水路トンネル 巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化するごとに1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。		
5 水路工事	1. 現場打開水路 おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。		
	2. 現場打サイホン	上記と同一。		
	3. 現場打暗渠	上記と同一		
	4. 鉄筋コンクリート大型フリーウム 鉄筋コンクリートL型水路	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フリーウムについては、布設、その他必要箇所を、鉄筋コンクリートL形水路については、幅、厚さ、布設、その他、必要箇所を撮影する。	
	5. ボックスカルバート水路	上記と同一。	高さ、その他必要箇所を撮影する。	
6 河川及び排水工事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他箇所を撮影する。	
	2. コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリ	上記と同一。	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。	
	3. ライニング水路 ット	上記と同一。	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。	

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	撮 影 方 法	管 理 方 法
7 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 〔砂基礎及び埋戻等〕	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎、埋戻し等の厚さ、幅、まき出し、締固め状況等を撮影する。	
	2. 管水路 〔遠心力鉄筋コンクリート管〕	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。	
	3. 管水路 〔強化プラスチック複合管 ダクタイル鋳鉄管〕	上記と同一。	上記と同一。	
	4. 管水路 〔硬質ポリ塩化ビニール管、 ポリエチレン管〕	上記と同一。	上記と同一。	
	5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状況、塗装、非破壊検査、ピンホール検査、膜厚検査、その他必要箇所を撮影する。	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。
	6. 管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所に1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合のみは2箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、その他必要な箇所について撮影する。	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。
	7. 推進工事	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 たわみ量測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	撮 影 方 法	管 理 方 法
8 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法表示箇所を桁毎に撮影する。	P C鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	
	2. 鉄筋コンクリート床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね30～60㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	
	3. 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	上記と同一。	上記と同一。	
9 橋 梁 下 部 工	1. 橋台工	構造図の寸法標示箇所を1基毎に撮影する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さその他必要箇所を撮影する。 なお、橋台沓部については、「1共通工事の10精度を要するもの」の項に定めるところによる。	
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。	
	3. 橋脚工 ラーメン式	上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。	
10 法 面 保 護 工 事	1. 法面保護工	客土吹付、植生基材吹付工は、施工面積おおむね200～400㎡につき1箇所、その他は1,000㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、厚さ、金網、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等、必要箇所を撮影する。	

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	撮 影 方 法	管 理 方 法
暗渠排水工事	1. 吸水渠	1 耕地当たり、1～2 箇所割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。	
	2. 集水渠（支線） 導水渠（幹線）	施工延長おおむね50～100mにつき1 箇所割合で撮影する。	埋設深、その他必要箇所を撮影する。	
	3. 補助暗渠排水工	1 耕地当たり、1～2 箇所割合で撮影する。	延長、間隔、断面、その他必要箇所を撮影する。	
頭首工工事	1. 本体	構造図の寸法表示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。	
	2. 護床ブロック （異形ブロック）	施工面積おおむね200㎡につき1 箇所の割合で撮影する。 上記未满是2 箇所撮影する。	基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。	
ため池改修工事	1. 堤体工	施工延長おおむね20～40mにつき1 箇所割合で撮影する。	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面（芝）、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。	
	2. 洪水吐工	おおむね2 スパンにつき1 箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。	
	3. 樋管工 同上付帯構造物 （土砂吐ゲート等）	施工延長おおむね10mにつき1 箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。	
公害防除特別対策土地改良工事	1. 基盤整地 整地仕上	おおむね3 ha当たり1 箇所割合で撮影する。	基盤整地、整地仕上後の状況、各1 枚程度。	田番号、各測定点の厚さ記入、撮影する点は○で囲む。
	2. 客土工 反転工	1 耕地1 枚程度の割合で撮影する。	客土厚、反転写を3 枚程度撮影する。	全測定点の平均値、（ ）に設計値記入。
	3. 畦畔工	施工延長300mに1 箇所1 枚の割合で測定する。 ただし、タイプ変更した場合はその都度。	幅、高さ、その他必要箇所を1 枚程度	
	4. 水路工	施工延長300mに1 箇所1 枚程度の割合で撮影する。	同上	
	5. 道路工	同上	同上	
	6. 土壌改良工	おおむね2 ha、1 箇所程度の割合で撮影する。	資材の集積状況、散布施工状況各1 枚。	
	7. かくはん工	おおむね2 haに1 箇所1 枚程度	かくはんの深さ及び、かくはん施工状況各3 枚	客土工、反転工と同様